

# 社会福祉法人宇都市社会福祉協議会

## 職員給与規程

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この職員給与規程は、社会福祉法人宇都市社会福祉協議会（以下「本会」という。）就業規則第33条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程で職員とは、本会就業規則第3条第1号、第2号及び第3号に規定する職員をいう。

#### (給与の種類)

第3条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 納入
- (2) 扶養手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) 休日勤務手当
- (7) 深夜勤務手当
- (8) 管理職手当
- (9) 職制手当
- (10) 期末手当
- (11) 勤勉手当
- (12) 退職手当

#### (適用除外)

第4条 特別職及び嘱託職員は次の区分により適用を除外するものとする。

2 特別職及び嘱託職員は、扶養手当、住居手当は支給しないことを原則とする。ただし、本会会長が特に必要と認めた場合は支給することができる。

### 第2章 給与の計算及び支給

#### (給与の支払い及び控除)

第5条 給与は、通貨で直接本人に支払う。ただし、本人の同意がある場合は、銀行その他の金融機関の本人名義の口座へ振込により支払うことができる。

2 法令及び法令の規定に基づく協約、又は協定により控除するものがあるときは、給与から控除して支払う。

#### (給与の計算期間及び支給日)

- 第6条 給与は、月の初日から末日までを1給与計算期間とし、月の末日をもって締め切る。
- 2 給料、管理職手当、職制手当、扶養手当、住居手当、通勤手当は、その月の初日から末日までの分をその月の19日（以下「給料支給日」という。）に支給する。ただし、給料支給日が金融機関の休日にあたる場合は、繰り上げ又は繰り下げた日とする。
- 3 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当は、職員の勤務実績に基づき、その月の初日から末日までの分をその月の翌月の給料支給日に支給する。

（日割・時間割計算方法）

- 第7条 職員が給与計算期間の中途において、採用、退職又は解雇されたときは、特に定めのあるほか日割又は時間割計算により支払う。
- 2 日割計算とは、1給与計算期間の労働日数を年間所定労働日数割る12月とした日割による計算をいう。（給料÷月平均所定労働日数）
- 3 時間割計算とは、1給与計算期間の労働時間を年間所定労働時間割る12月とした時間割による計算をいう。（給料÷月平均所定労働時間数）

（端数処理）

- 第8条 時間外勤務、休日勤務等の勤務時間を算出する場合、1給与計算期間について、それぞれ合計した勤務時間に1時間未満の端数が生じたときは、30分未満はこれを切り捨て、30分以上はこれを切り上げる。

（時間外勤務等の算定基礎額）

- 第9条 勤務1時間当たりの時間外勤務手当等の算定基礎額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間数に52を乗じ、本会就業規則第25条第1項第2号及び第3号に規定する休日に係る時間数を減じたもので除して得た額とする。
- 2 前項のとおり勤務1時間当たりの算定基礎額を算出する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入するものとする。

（給与の減額）

- 第10条 職員が欠勤（遅刻、早退、私用外出を含む。）したときは、その欠勤につき日割計算又は時間割計算により算出した給料の額を減額して給与を支払う。

（休職者の給与）

- 第11条 職員が本会就業規則第11条の休職を命じられた場合は、給与は支払わない。ただし、休職の事情を勘案して給与の全部又はその一部を支給することがある。

（給料）

- 第12条 給料とは、正規の勤務時間による労働の対価であって、第3条の各種手当を除いた月額とする。

（給料表）

- 第13条 職員の給料は、別表1のとおりとする。

（給料の支給）

- 第14条 給料の支給日は、毎月19日（当日が土曜日、日曜日又は、休日に当たるときは、繰

り上げ、繰り下げる日)とする。

- 2 災害その他特別の事情により、前項の規定により難い場合は、支給日を変更することができる。

(職務の級及び標準的な職務の内容)

第15条 給料表に定める職務の級及び分類の標準的な職務内容は、別表2に定めるとおりとし、これに掲げる職務とその種類、困難及び責任の度が同程度の職務の級に分類されるものとする。

(初任給基準)

第16条 新たに職員となった者の職務の級及び号給は、下表に定める初任給格付区分表による。

職種	学歴免許制	初任級
特別職	無	嘱託級 34号
一般職員 (正規職員)	大学卒	1級 25号
	短大卒	1級 17号
	高校卒	1級 9号
嘱託職員	無	嘱託級 1号

- 2 前項の規定にあたって、その者に経験年数等の特別な事情がある場合は、その者に与えられる職務及び学歴、経験、能力に応じて本会会長が定める。

(昇格)

第17条 職員を昇格させる場合には、人事評価の結果と組織の必要性に応じて職員を現に格付されている級の1級上位の級に昇格させることができる。

- 2 職員を昇格させる場合におけるその者の号級は、昇格した日の前日に受けている号級と同じ額の号級とする。ただし、同じ額の号級がないときは、当該号級の直近上位の額の号級とする。
- 3 職員が現に格付されている級の1級上位の級に対応する号級がない場合は、現に格付されている級で昇給をし、上位級で対応できる時点で昇格するものとする。

(降格)

第18条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合、降格させることができる。

- (1) 本会就業規則に違反し降格に該当する処分が行われた場合
- (2) 人事評価の結果により、意欲及び能力の面で、職務を遂行することが困難と判断される場合
- (3) 本人の希望により、下位等級の職務に異動した場合
- 2 職員を降格させる場合におけるその者の基本給は、降格した日の前日に受けている号級と同じ額の号級とする。ただし、同じ額の号級がないときは、当該号級の直近下位の額の号級とする。

### (昇給又は降給)

第19条 本会就業規則第3条第1号から第3号に規定する職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の別に定める人事評価に基づき、下表の基準により決定する。

人事評価基準	昇給・降給の号数	
	特別職・正規職員	嘱託職員
特に良好である	5号以上昇号	3号以上昇号
良好である	3から4号昇号	2号昇号
普通である	1から2号昇号	昇号なしから1号昇号
やや劣る	昇号停止から1号降号	1号降号
劣る	2号以上降号	2号以上降号

- 2 前項の規定にかかわらず、経営上の都合その他やむを得ない事情が生じた場合は、昇給の時期を変更、昇給の停止、又は降給することがある。
- 3 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、昇給の実施にあたってもこれを行わないものとする。
  - (1) 休職中の者
  - (2) 育児休業及び介護休業中の者
  - (3) 本会就業規則の規定により懲戒処分された者、又は懲戒事由に該当する者の場合
  - (4) その他本会会長が、昇給することが不適当と認められる者

### (中途入退者等の支給)

第20条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、昇格等により基本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により基本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から本会就業規則第25条に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 5 職員が給料計算期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与計算期間の給料は、前項同様に日割計算により支給する。
  - (1) 休職を命じられ、又は休職の終了により復職した場合
  - (2) 出勤停止を命じられ、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合
  - (3) 本会育児・介護休業等に関する規則に規定する育児休業及び介護休業の期間の終了により職務に復帰した場合

## 第3章 諸手当

### (手 当)

第21条 職員には給料のほか第3条の定める手当を支給する。

### (扶養手当)

第22条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けていると認められる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 前項の規定にかかわらず、次の者は扶養家族とすることができない。

- (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は他の事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

4 扶養手当の額は、下表のとおりとする。

	対象者	手当額
1	第2項第1号に該当する扶養親族（配偶者）	13,000円
2	第2項第2号から第5号までに該当する扶養親族	6,500円
3	職員に配偶者ない場合の第2項第2号から第5号までに該当する場合は扶養親族のうち1人	10,000円
4	満16歳の初年度初めから、満22歳年度末までの間にある子1人につき	5,000円

### (扶養親族の届出)

第23条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を本会会長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者がない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

### (扶養手当の支給)

第24条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員になった日、扶養親族がない職員に前条第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族

で同条の規定による届出に係るものすべてについて前条第2号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当は、これを受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係るもの一部について前条第2号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について前条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 3 扶養手当は、給料日に支給する。

#### （住居手当）

第25条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に対して支給する。

- 2 住宅手当の月額は、次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、それを切り捨てた額）とする。

対象者	手当額
1 月額16,500円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から4,500円を控除した額 (家賃の月額が10,000円未満のときは、5,500円)
2 月額16,500円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,500円を控除した額の1／2（その控除した額の1／2が16,000円を超えるときは、16,000円）に12,000円を加算した額

- 3 新たに前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、その要件を具備していることを証明する書類を添付して、直ちにその旨を本会会長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。

#### （住居手当支給の始期及び終期）

第26条 住居手当の支給は、職員が新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条第4項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、そ

の日の属する月)から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 3 住居手当は、給料日に支給する。

#### (通勤手当)

第27条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具で本会会長が別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

#### (通勤手当の月額)

第28条 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる職員については、その者の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(その額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額)
  - (2) 前条第2号に掲げる職員については、自動車等の使用距離の区分に応じ、別表3に掲げる額とする。
  - (3) 前条第3号に掲げる職員は、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額
- 2 通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

#### (通勤手当の届出並びに支給の始期及び終期)

第29条 新たに第27条の職員たる要件を具備するに至った場合には、その通勤の実情を速やかに届出なければならない。職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のための負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

- 2 通勤手当の支給は、職員に新たに第27条の職員たる要件が具備されることに至った場合においては、その日の属する月の翌月(その日が月初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職した場合においては、その者が退職したその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 3 通勤手当は、これを受けている職員に、その月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であったときは、その日の属する月)から支給額を改定する。支給額の改定については、前項の規定を準用する。

- 4 通勤手当を受けている職員が出張、休暇、欠勤、その他の理由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給することができない。
- 5 通勤手当は、給料日に支給する。

(時間外勤務手当)

第30条 時間外勤務手当は、本会就業規則第26条の規定により、時間外勤務を命じられた職員に対して支給する。

- 2 時間外勤務手当の額は、その勤務1時間につき、勤務1時間あたりの算定基礎額に100分の125を乗じて得た額とする。なお、当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入するものとする。
- 3 時間外勤務手当は、給料日に支給する。

(休日勤務手当)

第31条 休日勤務手当は、本会就業規則第26条の規定により、休日において勤務をすることを命じられた職員に対し支給する。ただし、振替休日を与えられた場合は、当該休日勤務は通常の勤務日に勤務したものとみなし、休日勤務手当は支給しない。

- 2 休日勤務手当の額は、その勤務1時間につき、勤務時間1時間あたりの算定基礎額に100分の135を乗じて得た額とする。ただし、休日が年末年始の場合、その勤務1時間につき、勤務時間1時間あたりの算定基礎額に100分の150を乗じて得た額とする。なお、当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入するものとする。
- 3 休日勤務手当は、給料日に支給する。

(深夜勤務手当)

第32条 深夜勤務手当は、午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に支給する。

- 2 深夜勤務手当の額は、その勤務1時間につき、勤務時間1時間あたりの算定基礎額に100分の125を乗じて得た額とする。なお、当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入するものとする。
- 3 時間外勤務又は休日勤務が、午後10時から午前5時までの間に及んだ場合は、時間外勤務手当又は休日勤務手当の額に、前項の深夜勤務手当の額を加算して支給する。
- 4 深夜勤務手当は、給料日に支給する。

(管理職手当及び職制手当)

第33条 管理及び監督の地位にある職員には、下表の管理職手当を支給する。また、管理・監督に準ずる職制上の職員には、同表の職制手当を支給する。

	職名	手当額
管理職手当	事務局長	60,000円
職制手当	課長	50,000円

- 2 管理職手当及び職制手当は、新たに前項の規定の適用を受ける職員となったときには、その日から支給し、支給額の異なる職に変更したときは、その日から新たな職に定められた額を支給し、前項の規定の適用を受けなくなったときには、その日の翌日以降は支給しない。

- 3 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷又は疾病により、承認を受けて勤務しなかった場合を除く。）は、管理職手当及び職制手当は支給することができない。
- 4 管理職手当及び職制手当は、給料日に支給する。

## 第4章 賞与

### (期末手当)

第34条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。ただし、本会の経営上の都合その他やむを得ない事情が生じた場合は、期末手当を減額又は支給しないことがある。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の次に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職又は死亡した職員にあっては、退職又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

- 4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、職員のうち主任以上の職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、次に定める割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とする。

- (1) 事務局長 10%
- (2) 課長 8%
- (3) 係長 6%
- (4) 主任 5%

- 5 第2項に規定する在職期間は、本規定の適用を受ける職員として在職した期間とし、期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 就業規則第11条に規定する休職期間
- (2) 就業規則第48条第1項第4号に規定する出勤停止の期間
- (3) 育児・介護休業等に関する規則第2条に規定する育児休業の期間
- (4) 育児・介護休業等に関する規則第3条に規定する介護休業の期間

- 6 期末手当の支給日は、6月30日及び12月10日（当日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、繰り上げ、繰り下げた日）とする。

- 7 期末手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (勤勉手当)

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。ただし、本会の経営上の都合その他やむを得ない事情が生じた場合は、勤勉手当を減額又は支給しないことがある。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の95を乗じて得た額に、勤務成績による割合と別表4に定める基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職又は死亡した職員にあっては、退職又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、職員のうち主任以上の職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、次に定める割合を乗じて得た額を加算した額を勤勉手当基礎額とする。

(1) 事務局長	10%
(2) 課長	8 %
(3) 係長	6 %
(4) 主任	5 %
- 5 第2項に規定する勤務期間は、本規定の適用を受ける職員として在職した期間とし、期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
  - (1) 就業規則第11条に規定する休職期間
  - (2) 就業規則第48条第1項第4号に規定する出勤停止の期間
  - (3) 育児・介護休業等に関する規則第2条に規定する育児休業の期間
  - (4) 育児・介護休業等に関する規則第3条に規定する介護休業の期間
  - (5) 職員として在職した期間から育児・介護休業等に関する規則第9条及び第10条に規定する育児短時間勤務、介護短時間勤務の期間に育児・介護休業等に関する規則第12条に定める算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
  - (6) 第10条の規定により給与を減額された期間
  - (7) 負傷又は疾病により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
  - (8) 基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、その全期間
- 6 第2項に規定する勤務成績の算定に関し、必要な事項は本会会長が定める。
- 7 勤勉手当の支給日は、6月30日及び12月10日（当日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、繰り上げ、繰り下げた日）とする。
- 8 勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 第5章 退職手当

### （退職手当）

- 第36条 職員及び嘱託職員が在職1年以上で退職した場合は、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。ただし、本会就業規則第48条第7号の規定により解職されたものには支給しないこととする。
- 2 本会が加入する全国社会福祉団体職員退職積立基金（以下「同基金」という。）に積み立てをしている職員が退職した場合に支給される退職手当等は、同基金の基準により支給する。
  - 3 同基金の退職手當に加入していない職員は、同基金の基準により積算した額を本会の退職積立事業より支給する。
  - 4 在職年数の計算は、同基金の退職手当の規定によるものとする。

- 5 職員が自己の犯罪行為、その他これに準ずる重大な非行により退職した場合には、退職手当を全部又は一部の支給を制限する。

## 第6章 旅 費

(旅費)

第37条 職員に対して支給する旅費に関しては、別に定める本会旅費支給規程による。

## 第7章 補 則

(その他)

第38条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。これにより、平成26年4月1日施行の職員給与規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第13条関係)

## 一般職員・嘱託職員給料表

平成30年1月1日

級 号級	1級 給料月額(円)	2級 給料月額(円)	3級 給料月額(円)	4級 給料月額(円)	5級 給料月額(円)	6級 給料月額(円)	嘱託級 給料月額(円)
1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	142,800
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	144,500
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	147,200
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	149,800
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	151,300
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	152,800
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	154,300
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	155,800
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	157,700
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	159,700
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	161,800
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	163,900
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	166,000
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	168,100
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	170,200
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	172,300
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	174,400
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	176,500
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	178,600
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	180,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	182,800
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	184,900
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	187,000
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	189,100
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	191,200
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	193,300
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	195,400
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	197,500
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	199,600
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	201,700
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	203,800
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	205,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	208,000
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	210,100
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	212,200
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	214,300
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	216,400
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	218,500
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	220,600
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	222,700
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	224,800
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	226,900

別表 1 (第13条関係)

## 一般職員・嘱託職員給料表

平成30年1月1日

級 号級	1級 給料月額(円)	2級 給料月額(円)	3級 給料月額(円)	4級 給料月額(円)	5級 給料月額(円)	6級 給料月額(円)	嘱託級 給料月額(円)
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	229,000
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	231,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	233,200
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	235,300
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	237,400
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	239,500
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	241,600
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	243,700
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	245,800
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	247,900
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	250,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	252,100
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	254,200
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	256,300
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	258,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	260,500
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	262,600
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	264,700
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	266,800
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	268,900
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	271,000
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	273,100
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	275,200
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	277,300
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	279,400
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	281,500
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	283,600
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	285,700
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	287,800
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	289,900
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	292,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	294,100
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	296,200
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	298,300
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	300,400
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	302,500
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	304,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	306,700
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	308,800
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	310,900
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	313,000
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	315,100

別表 1 (第13条関係)

## 一般職員・嘱託職員給料表

平成30年1月1日

級 号級	1級 給料月額(円)	2級 給料月額(円)	3級 給料月額(円)	4級 給料月額(円)	5級 給料月額(円)	6級 給料月額(円)	嘱託級 給料月額(円)
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600		
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
94		293,600	341,400				
95		294,000	341,900				
96		294,400	342,300				
97		294,600	342,400				
98		294,900	342,900				
99		295,300	343,300				
100		295,700	343,600				
101		295,900	343,900				
102		296,200	344,300				
103		296,600	344,700				
104		296,900	345,100				
105		297,100	345,600				
106		297,400	346,000				
107		297,800	346,400				
108		298,100	346,800				
109		298,300	347,300				
110		298,700	347,700				
111		299,100	348,000				
112		299,400	348,300				
113		299,500	348,800				
114		299,800					
115		300,100					
116		300,500					
117		300,700					
118		300,900					
119		301,200					
120		301,500					
121		301,900					
122		302,100					
123		302,400					
124		302,700					
125		303,000					

別表2（第15条関係）

内 容 職種・職務級		対 象 号	標準的な職務
一般職員給料表	1 級	1級9号から1級32号まで	定型的な業務を行う職務
	2 級	2級1号から最終号まで	高度な技能を必要とする業務を行う職務
	3 級	3級1号から最終号まで	主任又は主任に準ずる業務を行う職務
	4 級	4級1号から最終号まで	係長又は係長に準ずる業務を行う職務
	5 級	5級1号から最終号まで	課長又は課長に準ずる業務を行う職務
	6 級	6級1号から最終号まで	事務局長を補佐しうる職務
嘱託職員給料表	嘱託級	嘱託級1号	嘱託級として定型的な業務を行う職務
		嘱託級4号	主任又は主任に準ずる業務を行う職務
		嘱託級7号	係長又は係長に準ずる業務を行う職務
		嘱託級10号	課長又は課長に準ずる業務を行う職務
		嘱託級34号	事務局長に準ずる業務を行う職務

別表3（第28条関係）

自動車等を使用する片道の距離		金額
1	2キロメートル以上4キロメートル未満	5,900円
2	4キロメートル以上6キロメートル未満	6,900円
3	6キロメートル以上8キロメートル未満	8,000円
4	8キロメートル以上10キロメートル未満	9,300円
5	10キロメートル以上12キロメートル未満	10,600円
6	12キロメートル以上14キロメートル未満	11,800円
7	14キロメートル以上16キロメートル未満	13,100円
8	16キロメートル以上18キロメートル未満	14,400円
9	18キロメートル以上20キロメートル未満	15,700円
10	20キロメートル以上25キロメートル未満	18,200円
11	25キロメートル以上30キロメートル未満	19,500円
12	30キロメートル以上35キロメートル未満	20,800円
13	35キロメートル以上	22,100円

別表4（第35条関係）

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零